

平成26年度第2回射水市公共交通検討協議会

平成27年2月26日(木)午前10時
射水市大島庁舎302会議室

次 第

開 会

1. あいさつ

2. 協議事項

(1)コミュニティバス利便性向上対策事業「【仮称】モーニング快速便の試験運行(案)」
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2)「射水市コミュニティバス運行基本方針(素案)」について・・・資料2

3. その他

第2回射水市公共交通検討協議会会議録（要旨）

日時：平成27年2月26日（木）

午前10時00分から11時45分まで

場所：射水市役所大島庁舎3階302会議室

1 出席者（会長1 副会長1名 委員4名（欠席1名） 事務局5名 合計11名）

2 内 容

（事務局） それでは、平成26年度第2回射水市公共交通検討協議会を開催いたします。会議に先立ちまして、事前に送付させていただいている資料の確認をしたいと思います。

また、本日、差替えの資料を配布しておりますので、併せてご確認ください。詳細については、後程、ご説明させていただきます。

【資料の確認】

それでは、次に、事務局からご挨拶申し上げます。

（事務局） 皆さん、ご苦労様でございます。

富山県においては、3月14日に北陸新幹線が来るといった一色になっている状況です。

長年の悲願が叶い、誠に結構であると思いますが、今後は、これを最大限活用にしていくことが求められてきます。

一方、市民環境部で公共交通を実施して行く基本スタンスについては、非日常的なことよりも、日常生活についていかに利便性を増すか、定住魅力をいかに高めていくか、ということがカギだと考えています。

二次交通と新幹線関係でよく言われていますが、本市の産業経済部で新幹線関連については、よく検討していただいています。市民環境部については、いわゆる市民生活部と位置付けていると考えており、生活の利便を増して、本市は「住みよい」と評価してもらえらるような、いろんな層に広がって、定住人口の増につながっていくようなことをしていきたいと考えています。

当然、財源には限りがありますので、工夫をして、より利便性の高いものを作っていく。スクラップアンドビルドをしっかりとやって、今の時代に必要とされることに重点投資していく。

射水市への定住を促進していくための魅力を高めるため、公共交通を役立てていきたいと考えています。

今回の提案させていただく資料の内容については、今ほどお話ししたことが盛り込まれているものと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

(事務局) ありがとうございます。それでは、要綱に基づき、今後の会については、会長に進行をお願いします。

(委員) 今ほど、射水市の公共交通の現状についてご説明いただきました。本日は、当局から前回と今回話していただくことについて協議いただくこととなると思います。

まず、当局に資料をご説明いただいた後に、委員の皆様からざくばらんなご意見をいただきたいと思っております。

それでは、次第に基づきまして、「(1) コミュニティバス利便性向上対策事業「【仮称】モーニング快速便の試験運行(案)」」について、当局からご説明をお願いします。

【事務局 資料に沿って説明】

(会長) ありがとうございます。
ただいま説明のありました「(1) コミュニティバス利便性向上対策事業「【仮称】モーニング快速便の試験運行(案)」」ご質問等はございますか。

(会長) 県立大学と協働で進められたとのことですが、具体的にはどのような内容なんでしょうか。

(事務局) コミュニティバス運行の最適化を目指し、交通行動シミュレーションを実施したものです。実施結果については、運行ルート改正案作成に当たっての参考としました。

今回、路線と路線について、現行の運行ルートと改正案の運行ルートに対する、住民のシミュレーションによる満足度評価を実施し、検証したものです。

結果としては、路線については、満足度が高まる一方、路線については、さほど高い結果とはなりませんでした。

(委員) 補足ですが、路線については、運行距離が短くなる分、経費は少なくなったのですが、満足度が高くならなかったといった結果でした。

一方、路線については、経費が下がり、満足度が高くなるといった、理想的な結果となった。

あくまでシミュレーション上のことなので、実際にやってみないとわからない部分は多い。

(事務局) 先日、県立大学にお伺いした際には、時間帯は考慮されていないとのことだったと思います。

(委員) そうです。

(事務局) 今回の快速便については、朝一の話であり、朝の5分、10分というのは、通勤・通学の方にとっては貴重な時間であると思います。

たとえば 路線については、越ノ潟の出発時間が10分程度遅くなります。これは利便性が高くなると言ってもいいと思います。

今回の会議でご提示したのは、あくまで案ですので、さらに遅らせる要素もあると考えています。もちろん目的地には、今までと同じような時間に到着するようにします。このように考え、通勤・通学の利便性を向上させたいと考えています。

(委員) 社会実験運行とのことですが、半年ごとにやるのでしょうか。1年ごとにやるのでしょうか。

(事務局) とりあえず1年間、このパターンでやり、利用者のアンケート等を取り、その結果について、次年度に反映させていきたいと考えています。

また、今回は南北に1路線ずつの実施であるが、他の路線にも広げていくことや、朝の1便に限らず、他の便にも広げるといった事も考えています。

(委員) 効果について、1年間見るとの事ですが、どの時点でその効果の検証結果をまとめようと考えているのですか。

(事務局) 実際は、半年後くらいだと考えています。ただ、社会実験のPRも必要と考えています。

(事務局) 今回の事業結果については、悪いはずがないと考えています。どれくらい良いかについて、この会議の場で報告させていただきたいと考えています。どのくらい良かったので、ついては、さらにこうしていきたい、といった具合のものを提示させていただきたいと考えています。

また、28年度となると、核となる市の施設にも変化が生じてきます。その変化が及ぼす具体的な影響については、まだ計り知れないところがあります。

新湊庁舎については、コミュニティバス等公共交通のターミナルと位置付けるといった話もあります。

コミュニティバスが従来とは違って、速達性も考え始めたぞと。ついて

は、どのようなことを市民等が望んでいるのかといった声を聞く場を何かしらの形で設けて、それらの情報をこの場でお話しすることで、コストを上げずに、満足度を上げていくことが可能となるのかなと思っています。

いずれにしても、快速便の効果の検証結果について、この会議の場で報告して、議論していきたいと考えています。

(委員) ありがとうございます。

あと1点ですが、路線は第2便だと、もう高校の通学時間帯には遅くなってしまおうのでしょうか。

(課長) そうです。

(委員) ありがとうございました。ほかに何かございますか。

なければ、次に、「(2)射水市コミュニティバス運行基本方針(素案)について」を、事務局から説明をお願いします。

【事務局 資料に沿って説明】

(会長) ありがとうございました。

では、ただいま説明のありました「(2)射水市コミュニティバス運行基本方針(素案)について」ご質問等はございますか。

(委員) 原則、バス停設置の間隔を300m以上離すとありますが、自分としては、移動制約者にとって300mは長いという印象を持っています。300mの根拠を教えてくださいませんか。

バス停管理にコストがかかるからといった観点もあるのでしょうか。現在は、100m間隔に設置してあるような認識もあるのですが。

(事務局) 現在は、200mから300mくらいの間隔で設置しています。委員がおっしゃっておられる通り、ここは議論が出るころだと思っています。全国の事例を見ますと、1,000mというものもあります。また、国や県が示すような基準もないのが現状です。

今回、300mとしたのは、実際、本市において、すぐ200m~300m先にバス停があるにもかかわらず、新規のバス停設置要望が生じており、実際に設置しても、利用がされず、迂回感のみが強くなり、結局は使いにくいバス停になってしまうといった状況が見受けられます。

これらのことから、300m「以上」というのを基準の案としたところです。

(委員) それならば、逆に300mというのは、離れていないという見解でよろ

しいのでしょうか。

(事務局) 案としてはそうです。

(委員) 新しいバス停を設置する際の基準という見解でよろしいのでしょうか。

(事務局) 現状で、実際に乗降のほとんどない既存のバス停も数多くあります。そういった、既存のバス停についても、この基準に基づいて一回、整理をしていきたいといった思いもあります。

(委員) 既存のバス停についても、300m以上の基準を適用し、見直しの対象としていくといった見解でしょうか。

(事務局) そうです。

(事務局) 本市の公共交通空白地帯をケアするのがコミュニティバスの果たす役割と思っています。

今回のように、速達性を上げ、まちづくりの戦略姿勢、まちの魅力を上げていくこと、もうひとつが、移動制約者に対するケア、日常生活を支える対策が必要となってくると考えています。

コンパクトにものが集約しているということは、一朝一夕にはならないとは思いますが、認識を持っています。

現状における警鐘の意味で、300mと記述している思いがあります。

マイカーを持っている納税者が、移動制約者をサポートしているといった側面もあると認識しています。

また、バス停の設置については、こちらの言葉で言うところの「気の毒な」といったものよりは、「あって然るべきもの」といった多方面からの圧力によって、行われてきたこともあることについて、反省をしなければいけないと考えています。

高齢者といった移動制約者の方々を大切にするとといったことは、当然であると思っています。

案には「原則」といった文言が入っていますが、逆に言えば「例外」もあるということは、特殊な状況については、お話しすることはできますよということを示しているものと捉えています。

こうした、従来までの経緯を考慮していただきたいと。

市を大きな枠で見た場合、移動制約者の方々にも、一定程度の我慢をしていただきたいと考えています。

今回の快速便の案については、朝一の便についてのみです。このように移動制約者の方々にとって、公共交通を利用するに当たり、濃淡が出て来ると思います。日中に動いてくださいという具合にシフトしていただく

認識を持ってもらうといった課題があると認識しています。まだ今後の話ではありませんが。

コミュニティバスについて、戦略的に取り組んでいきたいと考えています。

(副会長) 私の母は84歳ですが、200m往復するのに10分かかっています。それを考えて、私は、射水市の地図に、半径200mの円を描いてみました。すると交通空白地帯が浮かんできました。それを参考にする訳ではありませんが、この地帯を埋めるに当たって、公共交通として、例えばタクシーや有償運送等を織り交ぜるなど、違った形で課題解決をしていかなければならないと考えています。

今週月曜日に、長野で公共交通の会議があり、参加してきました。その中でいい例なのが、ある山間地でバスを廃止したら、人口が減少してきたそうです。なぜかという、子どもが通学できなくなり、若い人が離れて行ったのが要因の1つと考えられるようです。結局、このケースでは、地域住民と話をし、バスを継続することで、人口減少に歯止めがかかったようです。市と交通事業者と地域住民の方々と、ディスカッションのようなものをすれば、もう少し、コミュニティバスのことについて、議論を深め、身近に感じてもらえるのかなと思います。

(事務局) 今、おっしゃった、地域住民の方々と話し合いについては、基本方針の内容に盛り込んであります。これまで、積極的に地域の方々と話し合うことは行ってきていないことが多かったのが現状です。ただ、地域から寄せられた要望については、可能な範囲で路線を変更したりバス停を新設したりする等、実現をしてきました。

今後は、地域の中に入って、お互いに顔を見せて話し合いをしていく中で、どうすれば利用者が増えるかといったこと等についても、これから十分に話し合っていきたいと考えています。

この基本方針も、そのような内容となっております。

(会長) 利用者の要望ばかり聞くと、結局は誰にとっても使いにくいものになってしまうといったことだと思います。

(副会長) 金沢の例で言えば、トリガー方式ということだと思います。利用者サイドと行政サイドが話し合って、乗車実績がないバス停等は切ってしまうといったこともされていますので、1つの方法としては、「有」だと思います。

(事務局) 今言っているのは、地域で話をしてもらうといったことです。地域で話し合って、これは無理だねといったこともあると思います。これから

行政と地域が一緒になって話し合っていきたいと思います。利用者からの要望については、前向きには考えるのですが、それが実際に叶うかどうかについては、一生懸命に話し合っ、無理なこともあり得ますということです。地域の中に入っていき、話し合っていきたいといったことが、この基本方針の中に入っています。

(委員)

この会議に参加させていただいて、コミュニティバスの現状や課題について、例えば、路線設定条件を見させていただいて、個人的な話になりますが、地域の同意が取れているはずが、そうではなかったといったところは、実は私が住んでいる地域のことでありまして、でも、きっと、高齢者等といった方々から要望があったから、このような話になったのだと思います。高齢者の方からすれば、お天気が良い日はいいのですが、雨が降った時等に歩いている姿を見ると、どうしても気の毒ですので、要望されたのだと思います。

地域の中でも話し合いだとか、コミュニティバスのあり方等については、私自身も、この場で初めて考えたということもあるので、住民の方々に理解をしていただいた上で、今回は、デメリットのことで地域が向き合ったこととなってしまいました。今後はそれを踏まえて、どのようなニーズがあって、どのような運行方法が望ましいのかを、各地域によって違うとも思いますので、進めていかれるのも良いかなと感じました。

(事務局)

今話を聞かせていただいて、基本的には、高齢者の中でも、元気な高齢者と大変な高齢者がいらっしゃって、公共交通といったところで、かつては民間事業者がやっていたものを公共が引き継いでやっている。それを考えて公共交通を行っていく場合に、これらの方々すべてをケアするのは、難しいと考えています。

私の部署の担当からすると、福祉保健部のところで、例えば、足が弱られた人たちには、タクシー、自宅から外出先までといったようにケアするものが、おそらく福祉のゾーンで必要であると思いますし、いろいろな人に対するケアは考えていかねばならない。一方で、その論を、そのまま大量輸送のバスのほうに全部持ってきてしまうと、おそらく、高コスト体質となってしまう、ピンポイント体質ではなくなってしまうので、私自身、福祉保健部とは、会った際に話しておりますが、福祉タクシーといったものについて、考えなければならないなと感じています。これを市民環境部で取り込むとしたら、現在、大門・大島地区でデマンドタクシー事業をやっていますが、福祉デマンドタクシーみたいなものを、これを一括的に、福祉保健部に移管するといったふうに考えたときに、市民環境部のこういった予算ではなくて、福祉ゾーン、介護ゾーン、でまわすといった事業展開といったものを、多少視野に入れて考

えていく必要があるのではないかと考えています。

今、委員がおっしゃったことについて、我々も問題意識は持っています。

(委員) 私も、コミュニティバスをあまり利用してなかったのですが、私たちがというよりも、先ほどから話が出ている、高齢者といった方々が利用しているのだと思います。

大切な財源を使って、コミュニティバス事業を、市民のためにしているといったことについて、私自身、この会議に参加して実感しました。これを、委員の皆さんも地域の方々等にお伝えしていただければ、乗りたくなるのではないかと感じました。

(事務局) よく言われるのが、たくさんコミュニティバスが走っているから、運賃でペイしているのだろうといったことです。そうではなく、乗らない人からの負担を入れて、初めてペイしているのだといったら、もっと関心を持ってもらえると思っています。

先ほどの、通勤・通学バスといったことを考えた際に、移動制約者か否かは議論が出る場所かもしれませんが、射水のまちづくりを考えたときに、富山市、高岡市に挟まれている射水市は、もちろん雇用の場をここで作っていくことも必要だと思いますが、一方で、居住の場として射水市を選択してもらえる可能性を、すごく秘めていると思っています。定住人口を増やしていく、あいの風や万葉線も上手に活用して、交通ポテンシャルを生かすような取組を、ぜひともやる必要があると認識しています。移動制約者と通勤・通学者の利便性の向上を図っていきたく。

その中で、コミュニティバスを利用していない人も、負担をしている上で成り立っている事業でありますので、いろいろな議論があっても然るべきだと考えています。

(会長) これまで出ている負担の話についてですが、空白地帯を通るので、そこにはあまり人がいない場合もあると思いますし、利用者を見込めない場合もあると思います。

また、マイカーを利用している人にコミュニティバスを利用してもらうのは、現状はなかなか難しい。マイカーを持っている人からコミュニティバス利用者への所得再分配といったようなものであるかなと考えられます。

そのことについて、負担する側が、それで良いと考えるか、どこまでが適正な負担なのかといったことは、難しいところであると思います。

基本方針では収支率が30%と示してあります。現状は22%ということですので、人数だとどれくらい増やさないといけないのでしょうか。

(事務局) 年間で15万人程度と推測しています。一人110円から120円程度

の客単価とした場合です。

(会長) 人数が増えなかった場合、一回乗車の金額をどのくらい上げないといけませんか。

(事務局) はっきりとは言えませんが、50円～100円程度かと。

(会長) 金額を上げれば、乗らなくなってしまう可能性が高くなってしまいますが、それでも、残りの70%は他の乗らない人も負担している訳ですので、相当な所得再分配がされているのだと思います。

資料の5ページ目を見ますと、最新の平成25年度ですと、約20%が運賃収入として入っているの、残りの金額が、他の負担で成り立っているといった状況です。これを射水市の世帯数約3万5千世帯で割りますと、年間5千5百円くらいの負担であり、一人当たりになると、2千円くらいの負担だと思います。子どもあわせてのものです。

また、1億8千万円を他の事業に充てるといったことも考えられますので、このようなコスト負担というものを、このまま続けて大丈夫なのかといった議論を、どこかでしていかなければと。

(事務局) 射水市は入っていませんが、最近、都市が消滅してしまうといったことが言われ始めています。

私の住んでいるところは、小杉地区の三ヶですが、旧8号線より北側が旧町なのですが、スーパーが、ついこの前まで3つあったのが、ひとつもなくなってしまいました。そうすると、買い物難民だらけとなってしまっています。自転車や歩いて買い物できていた人たちが、知り合いの人とか民生委員の人とかに頼んで、買い物をしてもらっています。

このような状況を考えたときに、どんどん乗ってもら、もっと言うと、元気な高齢者の方に200mくらい歩いてもらって、バス停まで行ってもらいたいと、知り合いの民生委員の方に話したこともあります。

やはり、今後、高齢者の率は増えるが、人口は減って行って、おそらく、同一地域の中に、病院は維持されるが、スーパーとか生活する上で行かざるを得ない場所が、平均的に遠くなるのだろうといったリスクが、射水市にも多少あるのだと認識はしています。それをどうサポートしていくのか、ということについて、交通を含め、考えていかなければならないと思っています。

かつて民間バスが通っていたように、民間に出てきていただいて、公共が支えるところは支えるといったように、重点特化してく感じでどうかと。公共が出てきたから、公共にすべて任せるといったのではなく、民間が出るところは出てもらい、公共はそれ以外に、市民の均衡を図るためのケアをするといったように、役割を特化していければ良いと考えています。

議論が出る場所であるとは思いますが。

(副会長) 事業者の立場からしますと、タクシーを使って、まちづくりの任務を果たせるかと考えたときに、前に、軽四で移動制約者を乗せるといったこと発案したことがあります。

射水市について、利用者をワンコインの500円で運ぶ特区にしてほしいと、国に打診をしたことがあります。結果的には、軽四は安全性確保の観点から、許可とはならなかったのですが。

また、路線バスも民間事業者とは言え、国から補助を受けて走っているのだといった認識を持っている方が多いです。

(委員) コミュニティバスを利用している人としていない人で、思いの差を縮めるのは、なかなか難しいのかなと感じています。

市民の方の意見を吸収して、コミュニティバス事業に反映させるといったことは、大変難しいとは思いますが、今後、高齢の方がますます増えていくといった中で、さらに改善されながら、やっていただけたらありがたいと思います。

(委員) 私の家の子どもに限って言えば、公共交通の便利なところに住んでいて、たまにこちらに戻ってくると、ちょっと不便とは感じているようです。

先ほど、元気な高齢者の話が出ましたが、「今日行くと今日用」という言葉がありまして、今日行くところと今日用事があるといった意味なのですが、それが高齢者の方にとって、体力的にも気力的にも健康を維持できるといったことにつながるキャッチフレーズがあるので、紹介をさせていただきました。

(会長) 日本経済新聞に掲載されていたのですが、三重県でデマンドバスを走らせている自治体があって、別名「元気バス」とのことなのですが、料金は無料で、予約があれば走らせるバスです。年間3千5百人くらいの利用があるとのこと。介護予防事業に参加するために、高齢者が利用されるらしいです。経費としては年間2千万円くらいかかるようですが、何かメリットがあるのかといった話になったときに、医療費が減っていると。他の三重県内の自治体は年々1%くらい医療費が増えているのですが、その自治体はほとんど変わっていないとのこと。

このように介護の事業と結び付けてみて、公共交通の正当性を担保するといった考えもあるかもしれません。

(事務局) 調べてみますが、射水市でも介護予防の事業でそれに当たる特別会計の予算が支出されていると思います。

他に、市民環境部は国民健康保険事業を所管していますが、その中でも

健康事業を実施しています。その事業にデマンド交通を利用するといったことも検討の価値はあると思います。

介護の所管課には、介護の事業にバスを使うとこのような目標が達成できるといったことを伝えてみたいと考えます。

(事務局) 提案ですが、バスに乗ったことがないといった意見も出ましたので、次回、委員の皆様とコミュニティバスに乗ってみたいと思っています。
なお、次回の開催日については、調整させていただき、別途、ご案内させていただきます。

(事務局) 本日は、貴重なご意見等いただきまして誠にありがとうございました。
第3回の協議会につきましては、来年度、4月以降の開催予定と考えております。

次回、第3回の協議会開催まで時間がありますので、他にご意見等ございましたら、いつでも結構ですので、メールや電話等で生活安全課までご連絡ください。

なお、日程等の詳細につきましては、決定次第、事務局から改めてご連絡させていただきます。

どうもありがとうございました。

【終了】